

那こ政策第 32-2 号
令和 2 年 5 月 12 日

放課後児童クラブ保護者の皆様

那覇市長 城間幹子
(公印省略)

特別保育期間の変更と家庭保育のご協力のお願について

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて「沖縄県実施方針における休業要請の部分的解除及び県の対応について（5月11日）」に基づき、5月14日（木）から休業要請が部分的に解除されることから、放課後児童クラブにおける特別保育期間を5月13日（水）までと変更し、それに伴い、感染対策を講じた上で通常保育を下記のとおり再開いたします。

保護者の皆様におかれましては、放課後児童クラブに通う児童で、家庭での保育が可能な場合（平日にお仕事がお休みの場合、育児休業中・求職中など）で、家庭での保育が可能な日に、引き続きご家庭での保育へのご協力をお願いいたします。

なお、本決定事項は5月12日時点のものであり、今後の状況により変更もあり得ることを申し添えます。

記

1 特別保育終了日

5月13日（水） ※5月14日（木）からは通常保育となります。

2 家庭保育のお願いについて

沖縄県緊急事態宣言が継続されていることを踏まえ、5月14日（木）～24日（日）の期間、家庭保育が可能な日における家庭での保育につきまして、引き続き保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

3 保育料

5月24日（日）までは自粛に伴う保育料等の減免措置を実施いたします。

※保育料返還の時期は未定ですが、わかり次第、児童クラブを通じて、ご案内します。

4 感染対策等

- 可能な限りマスクの着用のご協力をお願いします。
- 発熱等体調不良があった場合は、児童クラブよりご連絡しますので、お迎えの上医療機関の受診または自宅静養をお願いします。
- 児童またはそのご家族に風邪症状（発熱、咳、倦怠感等）がある場合は、通所を見合わせるようお願いいたします。
- 通所自粛中に県外等の渡航歴がある児童は2週間の自宅待機をお願いします。

【問い合わせ先】

- 特別保育の実施については
各放課後児童クラブ
- その他
那覇市こども政策課育成環境G
電話：861-2110